

「地域イノベーション連携モデル事業」よくある質問

目次

Q1. どのような団体が申請できますか。.....	1
Q2. 複数の市町村が共同で申請することはできますか。.....	1
Q3. 申請時点で外部専門家を決めておく必要がありますか。.....	1
Q4. 「イノベーションマネージャー」と「イノベーション専門家」の違いは何ですか。.....	2
Q5. 勉強会や調査・研究、イベントの実施だけでも対象になりますか。.....	2
Q6. 補助率や補助金額はどのようにになりますか。.....	2
Q7. 国などの他の補助金と併用することはできますか。.....	2
Q8. 申請した事業はどのような観点で選考されますか。.....	2
Q9. 外部専門家との契約はいつ締結すればよいですか。.....	3
Q10. 採択後に事業内容や外部専門家を変更することはできますか。.....	3

Q1. どのような団体が申請できますか。

A1. 市町村(特別区を含み、指定都市を除く。)が対象です。また、複数の市町村が共同で事業を実施することもできます。

Q2. 複数の市町村が共同で申請することはできますか。

A2. 可能です。共同で実施する市町村の中から代表団体を定め、代表団体が申請書類を取りまとめて提出してください。

この場合、共同する全ての市町村について「地域イノベーション連携モデル事業実施同意書(様式第5号)」を併せて提出する必要があります。

Q3. 申請時点で外部専門家を決めておく必要がありますか。

A3. 原則として、外部専門家を決定し、外部専門家と協議した上で申請書を作成してください。やむを得ず申請時点で契約相手が確定していない場合は、契約を予定している外部専門家名を記載してください。

Q4. 「イノベーションマネージャー」と「イノベーション専門家」の違いは何ですか。

A4. 「イノベーションマネージャー」は、地域課題の整理、民間事業者とのマッチング、実証実験の支援など、地域イノベーションの取組全体を総合的にマネジメントする専門人材です。一方、「イノベーション専門家」は、市町村が設定した地域課題に対して、課題解決につながるサービスやプロダクトの開発・実証等に取り組む専門人材です。

Q5. 勉強会や調査・研究、イベントの実施だけでも対象になりますか。

A5. 勉強会、調査・研究、イベント等の実施に留まり、実質的・継続的な取組につながらない事業は対象となりません。

本事業では、市町村が主体となり、外部専門家と連携して、デジタル技術等の新しいテクノロジーを活用した地域課題の解決に取り組むことが必要です。

Q6. 補助率や補助金額はどのようになりますか。

A6. 補助率は補助対象経費の 3 分の 2 以内で、補助金額は 700 万円を上限とします。

補助対象経費には、外部専門家の活用に関する経費のほか、委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費など、事業の実施に必要な経費が含まれます。

なお、耐用年数が 1 年以上の物品を購入する場合や、個々の経費が高額となる場合は、事前にふるさと財団へご相談ください。

Q7. 国などの他の補助金と併用することはできますか。

A7. 対象事業について、国、独立行政法人または他の公益法人等から補助金等を受ける事業は対象となりません。

Q8. 申請した事業はどのような観点で選考されますか。

A8. 主に次の観点から選考を行います。

- ・本事業の趣旨との適合性
- ・事業の熟度
- ・申請に至った背景や事業内容の妥当性
- ・事業の実現性・継続性
- ・他の市町村の参考となるモデル性

なお、選考にあたり、必要に応じて現地調査や関係者への面接を行う場合があります。

Q9. 外部専門家との契約はいつ締結すればよいですか。

A9. 採択後、外部専門家との契約内容が合意に至った段階で、契約締結前に契約書案や仕様書案等をふるさと財団へ提出してください。

ふるさと財団が内容を確認し、補助金の交付決定を行った後に、外部専門家との契約を締結してください。

Q10. 採択後に事業内容や外部専門家を変更することはできますか。

A10. 事業内容や外部専門家の変更等が必要となった場合は、事前にふるさと財団へ相談し、承認を受ける必要があります。

外部専門家を変更する場合や、事業内容の変更により補助金額が増減する場合などが対象となります。なお、交付決定後の補助金の増額は原則として認められません。